市町村議会で議決した意見書等（平成３１年３月～令和元年７月）

令和元年7月31日現在

№.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	軽米町	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書	H31.3.12	1
2	矢巾町	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書	H31.3.19	2
3	矢巾町	放課後児童クラブの職員配置基準等堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書	H31.3.19	3
4	雫石町	米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しを求める意見書	H31.3.20	4
5	雫石町	放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書	H31.3.20	5
6	金ケ崎町	辺野古新基地建設の一時中止を求める意見書	R元.6.10	6
7	金ケ崎町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元に係る意見書	R元.6.10	7
8	雫石町	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R元.6.14	8
9	岩手町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書	R元.6.17	9
10	岩手町	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.6.17	10
11	軽米町	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.6.18	11
12	宮古市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書	R元.6.21	12
13	滝沢市	子どもの医療費助成の拡充を求める意見書	R元.6.21	13
14	滝沢市	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R元.6.21	14
15	大船渡市	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R元.6.25	15
16	奥州市	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.6.26	16
17	奥州市	沖縄県民投票の結果を尊重し、辺野古埋立工事を中止し、沖縄県と誠意をもって協議を行うことを求める意見書	R元.6.26	17
18	奥州市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書	R元.6.26	18
19	陸前高田市	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.6.27	19
20	北上市	30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育予算の拡充を求める意見書	R元.6.28	20
21	北上市	「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書	R元.6.28	21
22	北上市	国民健康保険における子どもに係る被保険者均等割額の免除を求める意見書	R元.6.28	22
23	葛巻町	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R元.7.12	23

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 31 年３月 12 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 労働者の４割が非正規雇用化し、４人に１人が年収２００万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は２０００年に比べ１５％も目減りし、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招くなか、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすと言わざるを得なくなっている。 ２０１８年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給９８５円、岩手県では７６２円、最も低い鹿児島県では７６１円と地域間格差が大きく、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。 安倍首相は、「最低賃金を毎年３％程度引き上げて、加重平均で１０００円をめざす」と述べ、「ＧＤＰにふさわしい最低賃金にする」として引き上げを進めると述べている。また、２０１０年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低８００円を確保し、景気状況に配慮しつつ、２０２０年までに全国平均１０００円をめざす」とした「政労使による三者合意」が成立している。 “最低賃金１０００円以上”は、中小企業には支払いが困難との意見もあることから、政府は中小企業への支援策を拡充しながら最低賃金の引き上げを支えることが求められる。 よって政府は、次の事項について取り組むよう強く要望する。 １．政府は、「雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意」に基づき、「できる限り早期に全国最低８００円を確保し、２０２０年までに全国平均１０００円をめざす」を早期に達成させること。 ２．政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 ３．政府は、中小企業の負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。 ４．中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む対策を講じること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 31 年３月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣　内閣官房長官　衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書 日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。日米地位協定の考え方（補足版）第２条第１項に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている・・・わが国が米軍の提供を要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっています。 そんな中、全国知事会では、２０１６年１１月から６回に渡り「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、２０１８年７月にとても意味のある提言を発表しました。 そこで、矢巾町議会は、国に対し下記のことを強く要請します。 記 １　日米地位協定の見直しをすること。 ２　国は地方自治の権限を保証すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>矢　巾　町</td><td>【議決年月日】平成 31 年３月 19 日
【提　出　先】内閣総理大臣　内閣官房長官　厚生労働大臣　衆議院議長　参議院議長
【件　　　名】放課後児童クラブの職員配置基準等堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものである。児童の安全を確保するためには、児童を見守る職員の体制は万全である必要がある。
そのため、放課後児童クラブで突発的な事故等が生じた場合、それに対応する職員のほか、その職員以外に児童に対応する者が必要になるなどの理由から、職員の複数配置が必要とされている。また、放課後児童クラブに配置される放課後児童支援員等については、研修等により資質を向上させていくことも必要とされていることから、これらの職員の配置等については国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされている。
一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に放課後児童クラブの人材不足の深刻化によりその運営に支障が生じているとして、当該従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出された。これを受け、国は、当該従うべき基準を参酌化することについて、今後、地方分権の議論の場で検討することとしている。
仮に、当該従うべき基準を緩和して職員が１名で多くの児童を受け持つことになった場合には、放課後児童クラブの児童の安全が確保できない可能性がある。放課後児童クラブの運営において最優先すべきことは児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該従うべき基準が定められたものである。これを単に放課後児童クラブの人員の確保が難しいという理由によって緩和すべきではない。
また、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保とその質の向上が不可欠である。そのため、国においては経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めたが、その要件が厳しいことから事業の活用が進んでおらず、放課後児童支援員等の処遇の改善はいまだ不十分な状態である。
よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記
１　放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準については、児童の安全が確保されるよう堅持すること。
２　放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善の更なる対策を推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。</td></tr>
</table>

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 31 年３月 20 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　外務大臣　防衛大臣 内閣官房長官　沖縄基地負担軽減担当大臣 【件　　　名】米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しを求める意見書 全国知事会は、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成 28 年 11 月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、６回にわたる会議において、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに意見交換を行い、現状や改善すべき課題について確認し、「米軍基地負担に関する提言」を取りまとめ、平成 30 年 7 月 27 日に開催された全国知事会議において、これを決議しております。 よって、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場から、米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しを求めて取りまとめた「米軍基地負担に関する提言」について、国として速やかに検討し、実効ある措置をとるよう強く要望します。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】平成 31 年３月 20 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書 　放課後児童クラブは、就労等により昼間家庭にいない保護者の児童が、放課後等に安全に安心して遊び、生活できる場を提供し、健全な育成を図るものであり、児童の安全・安心を確保するためには、児童を見守る職員体制に万全を期するべきです。 　国においては、配置する職員について、人数と資質に係る基準を設けており、突発的な事故や職員が研修に参加する場合等への対応のため、児童の安全を確保するための最低基準として、１教室に対して放課後児童支援員１名以上を含む職員の複数配置を必要とする基準を定めています。この職員配置基準は、市町村が条例を定める際に従うべきものとされています。 　一方、地方分権改革の提案において、放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しく、その主たる要因は、放課後児童支援員等の深刻な人材不足であるとして、従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出され、国は基準を参酌化する方針を示し、次期通常国会で児童福祉法を改定するとしています。 　人口減少が進む地方の実情は理解するものの、従うべき基準が緩和され、放課後児童支援員の資格を持たない職員が１名で多くの児童に対応することになれば、放課後児童クラブの運営において最優先するべき児童の安全性が確保できなくなるおそれがあります。これを単に職員確保が難しいという理由から緩和すべきではありません。放課後児童クラブにおける安全を確保するためには、放課後児童支援員の人数と質の向上が不可欠です。 　よって、国及び政府関係機関においては、放課後児童クラブの職員配置基準等にかかる「従うべき基準」について堅持するよう強く求めます。 　以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】令和元年６月10日 【提　出　先】内閣総理大臣　内閣官房長官　防衛大臣　衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】辺野古新基地建設の一時中止を求める意見書 今年の２月２４日に投開票された沖縄県民投票の結果は、辺野古新基地建設反対が４３万４２７３票で、投票総数の７１．７％を占めた。県民投票条例で定める知事の結果尊重義務が生じる投票資格者総数の４分の１を超え、昨年９月の知事選で新基地建設反対を訴えて当選した玉城デニー知事が獲得した知事選過去最多得票の３９万６６３２票も上回った。賛成は１１万４９３３票で、反対が賛成の３．８倍に達した。 このように沖縄県民は、県知事選挙、県民投票、衆議院補欠選挙を通して３回連続で明確に「辺野古新基地建設ノー」の審判を圧倒的多数で下している。しかし、政府は沖縄県民の審判を無視し、工事を続行している。 少なくとも、政府は工事を一時中止し、真剣に沖縄県と解決の道を話し合うべきである。また、根本的解決のため、日本政府は、米国政府、沖縄県を含めた３者で解決の道を話し合うべきである。 それが民主主義国家の政府のあるべき姿である。米国も民主主義国家であり、沖縄県民の圧倒的多数の民意を無視した新基地建設を望んでいないと推察され、話し合いで「普天間基地閉鎖・返還」を含めて解決の道が見つかる可能性もある。 辺野古沖海底に「広大なマヨネーズ並の軟弱地盤」が発見され、沖縄県知事による設計変更許可が必要になると言われており、県知事の判断によっては新基地建設の見通しが立たなくなる可能性もある。また、絶滅危惧種のジュゴンの死亡が確認されるなど、工事による環境破壊も深刻になっている。 以上から、政府に対して「辺野古新基地建設を一時中止し、沖縄県及び米国政府と解決のため真剣に話し合う場を設けること」を強く求める。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
金ケ崎町	【議決年月日】令和元年６月 10 日 【提　出　先】内閣総理大臣　内閣官房長官　文部科学大臣　総務大臣　財務大臣 衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合２分の１復元に係る意見書 学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革が進められようとしていますが、中でも教職員定数改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 こうした観点から、令和２年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請します。 記 １. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】令和元年６月 14 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、現在、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、平成 18 年度から国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どものゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １．計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】令和元年６月17日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣　文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、現在、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のための授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、2016年度から国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】令和元年６月 17 日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が衰退の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市を含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】令和元年６月 18 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣 農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 過疎対策については、昭和４５年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところです。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものです。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要です。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安全・安心して暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安全・安心な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要です。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】令和元年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 （趣旨） 子どもたちのゆたかな学びを保障し、教職員の長時間労働是正実現のため、計画的な教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元することを強く要望する。 （理由） 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、昨年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時間の調整など対応に苦慮する状況となっており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教職員定数改善が最重要課題となっている。 また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善が欠かせないものとなっている。 義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源で人的措置を行なっている自治体もあり、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障を行い、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。 よって、国においては、2020 年度政府予算編成において、教職員定数改善の推進と義務教育費の国庫負担割合を２分の１に復元するよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
滝　沢　市	【議決年月日】令和元年６月 21 日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣　総務大臣 【件　　　名】子どもの医療費助成の拡充を求める意見書 子どもの医療費助成制度を拡充する自治体が急増しています。厚生労働省の調査では、中学校卒業まで助成している自治体は通院医療費において２００１年は０．６％に過ぎませんでしたが、２０１７年は７９．７％となりました。同じく中卒まで入院医療費を助成している自治体は２００１年で１．７９％でしたが、２０１７年は９０．３％も実施しています。国は２００８年より未就学児の窓口負担を３割から２割へ引き下げましたが、それでも不十分であるため、自治体は独自の財源で子ども医療費助成の拡充を進めてきました。 国は窓口負担を引き下げれば安易に受診し医療費を膨張させると主張していますが、中学卒業まで無料とした群馬県では、時間外受診件数は減少しており、早期に受診できていることで重症化を防いでいると考えられます。岐阜県大垣市も１８歳まで無料としましたが、無料化前より一人当たりの医療費は減少しており「医療費膨張」は起きていません。 国は昨年度より、未就学児に限り、医療費助成で現物給付を行っている市町村に対する国庫負担金の削減（ペナルティ）を撤廃しました。しかし小学生以降の現物給付に対するペナルティは継続されます。なぜ国は患者負担軽減に努力している自治体に対してペナルティを科すのでしょうか。そもそも国民の健康を守ることは、日本国憲法２５条で規定されるように国の責務ではないでしょうか。 親の所得や居住する地域により子どもの受診が左右されてはなりません。親の所得に関係なくどこの地域に住んでいても子どもの医療が受けられるよう、国は、まずは中学卒業まで全国一律で窓口負担を無料とするべきです。 以上のことから、国におかれましては子どもの命と健康を守るため、次の項目について早期の実現を求めます。 記 １　国は中学卒業まで医療費窓口負担を無料にして下さい ２　国は医療費助成の現物給付を行っている自治体に対する国庫負担金の削減を撤廃して下さい 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
滝　沢　市	【議決年月日】令和元年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、現在、新学習指導要領の移行期間であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数の改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、２００６年度から国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育情勢の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進められるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １．　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２．　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	【議決年月日】令和元年６月 25 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。 特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮している。 豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題である。 また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革が進められようとしているが、中でも教職員定数改善は欠かせない。 義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた。 厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。 国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。 よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要望する。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】令和元年６月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水及びエネルギーの供給、国土及び自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止等に多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的かつ公益的機能は、国民共有の財産であり、それは、過疎地域の住民によって支えられてきたものである。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的かつ公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立し、推進することが重要である。 また、過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心で安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心で安全な生活に寄与するものであることからも、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】令和元年６月 26 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　外務大臣　防衛大臣 内閣官房長官　沖縄基地負担軽減担当大臣 【件　　　名】沖縄県民投票の結果を尊重し、辺野古埋立工事を中止し、沖縄県と誠意をもって協議を行うことを求める意見書 沖縄県においては、地方自治法第 74 条による県民の直接請求に基づき、昨年 10 月 31 日、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例を公布し、本年２月 24 日に投票が行われた。 投票の結果は、辺野古埋立ての反対票が 71.7%を占めるに至った。 玉城デニー沖縄県知事は、条例の規定に基づいて県民投票の結果を内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に通知し、安倍晋三首相に新基地建設断念と日米両政府と沖縄県による話合いの場を設けることを提案した。 しかし、安倍晋三首相は埋立工事の継続を表明し、三者協議については進展がみられない。 県民投票において埋立て反対という沖縄県民の明確な民意が示された以上、憲法が保障する地方自治と民主主義、国民主権を踏まえた真摯な対応が求められている。 よって、国においては、地方自治と民主主義を尊重し、沖縄県民の投票結果を踏まえ、辺野古埋立工事を中止し、沖縄県と誠意をもって協議を行うことを強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】令和元年６月26日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　内閣官房長官　総務大臣 財務大臣　文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 よって、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であることから、2020年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要望します。 記 １　子どもたちの教育環境改善のため、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】令和元年６月27日 【提　出　先】衆議員議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 過疎対策については、昭和４５年「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する飲料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが重要である。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】令和元年６月28日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　文部科学大臣 【件　　　名】30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育予算の拡充を求める意見書 子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員が教材研究や授業準備を行う時間を十分に確保することが不可欠です。学校現場では、不登校やいじめの深刻化、支援を必要とする子どもの多様化などの課題のほか、新学習指導要領への対応も迫られており、教職員の負担は増大し、長時間労働が社会問題になっています。この是正のため、教職員の働き方改革が進められていますが、教職員定数の改善も欠かせません。また、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ＯＥＣＤ諸国並みに１クラスの学級規模を引き下げる必要があります。 義務教育費国庫負担制度については、国の三位一体改革により、国の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられました。これにより、教育予算は地方自治体の財政を圧迫しています。厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育水準格差という問題も生じています。自治体の財政状況に左右されることなく、すべての子どもたちが一定水準の教育を受けるためには、全国すべての地域において必要な教職員を確保するための財源保障として、国の負担割合を２分の１に復元する必要があります。また、学校施設の老朽化や耐震不足への対応、通学路の安全確保など、教育環境の整備に関する予算全体の拡充も求められています。 豊かな子どもの学びを保障するためには、条件整備が不可欠です。よって、国及び政府関係機関においては、令和２年度政府予算編成において次の事項を実現するよう強く求めます。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級を目指すこと。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。 ３　学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。 ４　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】令和元年６月28日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　文部科学大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難となった子どもを対象に、当初は、平成26年度までの間に必要な就学支援を行うことができるよう創設され、平成27年度からは、基金方式ではない「被災児童生徒就学支援等事業交付金」として支援が継続されてきました。 交付金による支援を受けている子どもは全国に及び、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。 よって、国及び政府関係機関においては、令和２年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続するよう、強く要望します。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】令和元年６月 28 日 【提　出　先】内閣総理大臣　財務大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】国民健康保険における子どもに係る被保険者均等割額の免除を求める意見書 国民健康保険は、国民皆保険の中核的役割を担うとともに、医療のセーフティネットとして国民の健康を支えていますが、その加入者のうち、無職や非正規雇用などの低所得者が占める割合が増加傾向にあります。 国民健康保険税の被保険者均等割額（以下「均等割」と略します）は、国民健康保険の加入者一人ひとりに対し、負担能力に関係なく均等にかかる部分であり、世帯人数が多いほど保険税（料）が高くなる仕組みになっています。この仕組みは、家族に子どもが増えると保険税の負担が重くなるため、子育てに関する様々な負担軽減策を進めている地方公共団体の政策とも相容れないものとなっています。また同じ医療保険制度でありながら、被用者保険の組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険には存在しない負担です。なお、均等割を単に廃止すると、他の被保険者の負担や自治体の負担が増すことにもつながる恐れがあるため、廃止に伴う保険税収入の減額分は全て国が負担すべきと考えます。 将来にわたり国民皆保険制度を堅持していくため、平成 30 年４月１日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されましたが、その施行にあたり、参議院厚生労働委員会が子どもの均等割保険料の軽減措置について、「引き続き議論すること」という附帯決議を提出しています。さらに、全国知事会、全国市長会から国に対して、子どもの均等割の軽減を図る予算要望が３年連続で提出されており、全国的な課題であることは明らかであります。 よって国及び政府関係機関においては、子育て支援の観点から 18 歳以下の子どもに係る国民健康保険税（料）における均等割について、他の医療保険制度との公平性を保ちつつ、国の負担による免除を実施するよう強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
葛　巻　町	【議決年月日】令和元年７月 12 日 【提　出　先】内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣　農林水産大臣　国土交通大臣 【件　　　名】新たな過疎対策法の制定に関する意見書 過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。 過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。 過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和３年３月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。 過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。 よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。